

安曇野市地域リハビリテーション活動支援事業（同行訪問支援）実施要領

1 目的

高齢者が可能な限り住み慣れた環境で生活が送れるよう、自立した日常生活の再獲得及び継続にかかる様々な課題に対し、その要因の改善に向けて専門職が地域包括支援センターをはじめとする高齢者支援に携わる多様な主体と連携しながら、自立支援に資する取組の促進を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 当該年度に自立支援型地域ケア個別会議（以下「ケア会議」という。）で事例提供した地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者
- (2) その他、市が必要と認める者

3 支援内容

- (1) 対象者（以下「プラン担当者」という。）が介護サービスの利用対象者（以下「利用者」という。）の課題分析やニーズ把握、評価を行う際や、サービス担当者会議を開催する場面等において、専門職が利用者の自宅に訪問し、プラン担当者に対して、専門的知見から介護予防又は重度化防止に関する技術的助言等を行い、効果的かつ効率的な個別支援が実施できるよう支援する。
- (2) 専門職とは、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士等とする。

4 支援要件

- (1) 1回あたりの支援時間は、30分以上1時間未満とする。
- (2) 同一の利用者に対して実施できる支援の回数は、年度内1回を上限とする。
- (3) プラン担当者は、事前に専門職が訪問するための駐車場を確実に確保することとする。

5 利用の流れ

- (1) ケア会議終了後、担当の地域包括支援センターは2週間以内にケア会議開催要領に定める報告書に専門職による訪問の希望がある旨を記載し、市へ提出する。
- (2) 専門職の同行訪問を希望する者（以下「申請者」という。）はケア会議終了後、速やかに地域リハビリテーション活動支援事業（同行訪問支援）申請書（様式1）を市に提出するものとする。
- (3) 市は、申請を受理したときは申請内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。利用の可否を決定したときは、地域リハビリテーション活動支援事業利用（同行訪問支援）（決定・却下）通知書（様式2）により申請者に通知し、併せて地域リハビリテーション活動支援事業（同行訪問支援）派遣依頼書（様式3）により専門職へ派遣の依頼をする。ただし、専門職が所属する団体に様式の定めがある場合、その様式により依頼するものとする。

(4) 派遣された専門職は、利用者への派遣終了後、地域リハビリテーション活動支援事業（同行訪問支援）実施報告書（様式4）を市に提出する。併せて申請者にも提供する。

6 費用負担

事業の利用料は、無料とする。

7 専門職への謝金

市が外部の専門職へ派遣を依頼した場合の謝金は1回の訪問につき7,640円（訪問先までの交通費含む）とし、実施報告確認後、専門職へ謝礼金として市が支払い処理を行う。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。